

身体的拘束等適正化のための指針

● 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

- 1 西岐波セントヒル訪問看護ステーション(以下、「当ステーション」という。)は、**地域住民に信頼される 安心できる 親しまれる 訪問看護**を目指し、ご利用者本位の暮らしを継続できるようにサービスを提供していきます。
- 2 当ステーションは身体的拘束防止に関し、次の方針を定め、すべての従業員に周知徹底します。
 - (1) 身体的拘束は廃止すべきものです。
 - (2) 身体的拘束廃止に向けて常に努力します。
 - (3) ご利用者の人権を最優先にします。
 - (4) 身体的拘束を行わないための創意工夫をまず行います。
 - (5) 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行いません。
 - (6) どうしてもやむを得ない場合は、ご利用者・ご家族に丁寧に説明し1人の判断では身体的拘束は行いません。
 - (7) 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束を行った場合、常に中止する努力を怠らず身体的拘束しないケアを目指します。
 - (8) 「言葉による拘束(スピーチロック)」にも配慮して、ご利用者本位の真心と優しさのこもった「よりよい支援」を実現します。
- 3 身体的拘束の廃止及び適正化を目的として、「身体的拘束適正化委員会」を設置します。身体的拘束適正化委員会は6ヶ月に1回以上開催し、以下のことを検討します。また虐待防止委員会と同日開催や虐待防止委員と兼務で良いこととし、定期開催以外にも必要時は開催する。
 - (1) 高齢者虐待・身体的拘束等に関する規程及びマニュアル等の見直し
 - (2) やむを得ない「身体的拘束」発生の状況、手続き・方法について、適正性、解除の検討と時期について、
 - (3) 虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合の慎重な調査、対策について
 - (4) 日常的ケアの見直し、尊厳のあるケアの実践について
 - (5) 年間研修計画に沿った研修及び教育、指導について
 - (6) 新規採用時には、必ず本研修を実施する
- 4 身体的拘束等適正化のための職員研修 について
 - (1) 訪問看護に関わる全ての職員に対して、身体的拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重したケアの励行を進めるとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に本研修を実施する。
 - (2) 年1回の開催とし、それ以外の開催は必要に応じて開催する。
 - (3) 新規採用時には、必ず本研修を実施する。
 - (4) 本研修の実施内容については記録をし、保存する。

● 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合
3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てを満たした 場合においてのみ、本人・家族への説明及び同意を得たうえで身体拘束を行う。その場合も最低限の身体拘束とし、身体拘束を行った場合は、その状況についての記録を行い、早期に解除するよう努める。

<切迫性>

利用者本人又は他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあること

<非代替性>

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するサービスの手法が無いこと

<一時性>

身体拘束による行動制限が一時的なものであること 身体的拘束に該当する具体的な行為（虐待防止の手引き 厚生労働省作成より抜粋）

- (1) 車椅子やベッド等に縛り付ける
- (2) 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける
- (3) 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- (4) 支援者が自分の体で利用者を押さえて行動を制限する
- (5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (6) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

● 訪問看護で発生した身体的拘束等の報告方法

- 1 身体的拘束等を行う場合には、利用者及び利用者家族に速やかに説明し、管理者に報告し、適正性、解除に向けた検討を行うこと。
- 2 他の職員等による身体的拘束等を確認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認し管理者に報告すること

● 利用者等に対する当該指針の閲覧

- ・本指針は書面として備え置き、利用者またはご家族等関係者からの求めに応じて、閲覧に供するものとする。
- ・指針は電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとする。

● その他

地域の他法人、施設とも協調し、互いに研鑽を深め、身体拘束の適正化が地域において、より深まっていくよう努めます。

● 本指針について改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

付則 この指針は、令和 6 年 4 月 1 日 より実施する